

## 実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

### 1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（2025年11月20日公表）（以下「本公開草案」という。）

### 2. コメント募集期間

- ・ 2025年11月20日～2026年1月20日

### 3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（2026年2月27日公表）

### 4. コメント提出者一覧

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	田淵 隆明	公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

## 5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。  
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>質問（本公開草案の提案に関する質問）</b>		
<b>（提案内容を支持するコメント）</b>		
1) 提案内容に同意する。	<p>[1] 会計処理について 「地方法人税」に準ずるとしたことは、妥当である。また、性質上、損金算入とすべき性質のものではないので、税法上との整合性も取れている。</p> <p>[2] 開示について 妥当である。</p> <p>[3] 適用時期について 妥当である。</p>	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>（実務対応報告で取り扱う事項に関するコメント）</b>		
2) 実務対応報告で取り扱う事項を経過措置・時限措置・特殊論点に限るべきである。	[4] 実務対応報告で取り扱うことについて  (引用)法人税等会計基準等の見直しに係る改正後の会計基準等の公表とは別に、法人税等会計基準等に防衛特別法人税に係る記載のみを追加し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用とする改正を行うことも考えられるが、会計基準等の改正を短期間に複数回行うこととなり、複雑性が増す等の難点があると考えられる。	当委員会が2026年1月9日に公表した企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準案」という。）において、適用対象となる税金に関する原則的な定めを置くことを提案していることから、法人税等会計基準案等が会計基準等として公表

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>この防衛特別法人税は、終了年次が明記された次元立法ではなく、恒久制度である。よって、企業会計基準の改正が本筋である。また、本改正法の成立は2025年3月31日であるため、「ASBJとしてのパブリック・コメントの手続きは2025年の5～6月頃に行い、2025年9月～10月には改正会計基準を公表する」というスケジュールが妥当であったと考えられる。マン・パワーの制約もあると考えられるが、本来、実務対応報告は、経過措置・時限措置・特殊論点に限るべきであると考えられる。</p> <p>「当面」と言いながら、<u>我が国の製造業・製薬業に重大なダメージを与える結果となつた実務対応報告第19号のような形はとるべきではない</u>。実務対応報告第19号の「開発費」の条項は直ちに削除するべきであり、研究開発費はIFRSに合わせて、研究開発部門の労務費・経費等は「投資その他の資産」または「無形固定資産」として資産計上を認めるべきであり、研究開発用の機械・装置等の有形固定資産については、通常の「有形固定資産」と同様の会計処理を認めるべきである。</p> <p>※我が国で広く普及しているドイツ製の基幹系ソフトのS社製品(設計思想はIFRSベースであるが、日本基準や米国基準や中国基準も対応可能)の場合、「内部指図」を用いて、コストを「建設仮勘定」や「投資その他の資産」や「無形固定資産」に指図決済によって振替できるように設計されている。</p>	<p>された場合、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関しては、改正後の会計基準等に準拠することとなると考えられる。</p> <p>もともと、法人税等会計基準案では、改正後の会計基準等は、公表した日から1年程度経過した年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案していることから、防衛特別法人税が課される初年度である2026年4月1日以後に開始する事業年度において、準拠すべき会計基準等が存在しないこととなる。このため、防衛特別法人税の取扱いについては、当面の取扱いとして実務対応報告を公表することで短期的な対応を図ることとした。</p> <p>また、左記のスケジュールに関するコメントについては、今後の会計基準等の開発にあたって参考としたい。</p>
<b>(その他のコメント)</b>		
3) コメント募集の質問項目を論点別に記	[5] その他 質問がまとめて1個というのは良くないと思う。他のパブリック・コメント同様に、論点別とするべきである。	左記のコメントは、今後コメント募集を行う際の参考としたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
載すべきである。		

以 上